

建築確認申請 設計者チェックリスト

〈使用上の注意〉このチェックリストは通常適用される条項を抜粋して作成しています。全てを記載しているわけではありませんので、適用条項は建築基準関係法令により物件ごとに確認して下さい。

建築物名称：		チェック欄
添付図書	○工場・危険物・廃棄物調書（要・不要）	○不適格建築物調書（要・不要）
	○不適格特殊建築物調書（要・不要）	○がけ敷地断面図（要・不要）
	○敷地断面図（要・不要）	○浄化槽設置届出書（要・不要）
	○構造計算書（要・不要）（法6-1（2・3号建築物）、高さ>13m、軒高>9mの組積・無筋コンクリート造）	
	○バリアフリー法チェックリスト（要・不要）（特別特定建築物2,000㎡以上）	
	○県外建築士事務所登録証明（要・不要）	
	○アスベスト調査報告書（要・不要）	
	○防災計画書（要・不要）〈通達〉	
	▲許可書、承認書、許可不要証明書（要・不要）	
	○当初確認済証〈計画変更時〉（要・不要）	○計画変更床面積算定リスト（有・無）

根拠法令等	具体的内容	詳細事項
土法3	設計資格	規模構造の区分による資格審査
法6、手数料条例	確認の要否、手数料	法6条1項（1号・2号・3号・4号）※別様注意、一団内地手数料注意
法93-1	消防同意	同意（必要、不要）、通知（必要、不要）
法93-5	保健所通知	尿尿浄化槽、建築物衛生法（学校8000㎡以上、その他3000㎡以上）
法43、 条21～24	接道要件	法43条許可・承認（要・不要）、県条例承認（要・不要） （1000㎡→6m、特建、長屋200㎡→4m、店舗1000㎡→計算、興業所等→8m道路）
法51	位置の決定	卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設
法87の4、88	設備、工作物	E.V.、擁壁申請の必要性
法48	用途地域	建築制限に適合する用途、規模
法52	容積率	道路幅員(W=) ※緩和規定 住居系W×(4/10)= %、その他W×(6/10)= % 地下室、共用廊下 申請容積率() / 上限容積率() 車庫、備蓄倉庫等 ※緩和規定適用除外
法52-8		
法53	建蔽率	申請建ぺい率() / 上限建ぺい率() ※緩和規定（3項、市細6）、適用除外 6項
法55	絶対高制限	第1、2種低層住専、田園住居地域内の高さ制限（10m） 令135の10 市細6の2
法56-1-1	道路斜線	適用距離 m、数値 ※令130の12～135の2、市細7
法56-1-2	隣地斜線	隣地からの斜線（住居系→20m）（その他→31m） 令135の3
法56-1-3	北側斜線	水平距離×1.25+5m(1、2種低層住専) 令135の4
法56-7	天空率	計画建築物>高さ制限適合建築物 令135の5～135の11
法56の2	日影規制	1、2低層→7m、3F、その他住居系→10m その他（住居系外）で、住居系に日影を生じさせる場合→10m
法56の2-5	長崎市日影条例	長崎市内の白地地域（市街化調整区域）に日影を生じさせる場合→10m

防火地域等	法61	耐火建築物要求 延焼部分	令136の2-1 ○防火 3F以上100㎡超 ○準防火 4F以上1500㎡超 →令107又は令108の3-1-1イ・ロ、外壁の開口部 →延焼防止建築物
			令136の2-2 ○防火 2F以下100㎡以下 ○準防火 3F1500㎡以下 2F以下500～1500㎡以下 →令107の2又は令109の3-1・-2、外壁の開口部 →準延焼防止建築物
			令136の2-3 ○準防火 2F以下500㎡以下（木造建築物等） →外壁・軒裏の延焼ライン 令108、外壁の開口部
			令136の2-4 ○準防火 2F以下500㎡以下（木造建築物等以外） →外壁の開口部
			令136の2-5 →H2m超の門・塀
法62	屋根	防火・準防火内の屋根 不燃化 令136の2の2	

単 体 規 定	法19	敷地安全性	衛生、安全性（県条3、防湿、敷地排水）、安全上の措置
	法21	大規模建築物	4F以上、H16m超、倉庫・自動車庫庫 H13m超 令109の4～令109の7
	法22	屋根	22条区域内の屋根 不燃化 * 除外規定あり（1項ただし書）
	法23	外壁〈木造〉	延焼ラインは土塗り壁以上
	法25	木造>1,000㎡	延焼外壁・軒裏の防火構造、屋根不燃化
	法28-1	居室の採光	住宅1/7、その他1/5～1/10以上 令19、令20
	法28-2	居室の換気	床面積*1/20以上又は機械換気、機械換気の場合には換気計算書 令20の2
	法28-3	火気室の換気	特建〈別表(1)〉、火気使用室の換気設備（住宅以外は換気計算書） 令20の3
	法28の2	シックハウス	換気計画（経路・回数）、使用建築材料（等級・面積）、天井裏等の措置
		アスベスト	吹付け石綿、吹付けロックウールの使用禁止 令20の4～令20の9
	法29	地階の住宅等の居	令22の2の基準に適合
	法33	避雷針	H>20m場合設置 令129の14、令129の15
	法35の3	無窓居室の 主要構造部	採光1/20or0.75×1.2の開口部がなければ耐火又は不燃 * 避難階、避難階の直上・直下緩和規定あり
	令21	居室天井高さ	H≥2.1m確保
	令22	木造床高・防湿	床高≥45cm、床下換気口@5m
	令23	階段の寸法	小学校の児童用 中高学校の生徒用、1500㎡超の物販店、劇場等 直上200㎡超の地上階、居室100㎡超の地下 * E.V機械室、物見塔等は適用除外
	令24	踊り場の位置・踏	踊り場：学校・店舗・集会場等3m、その他4m以内 踏幅：1.2m以上
令25	階段の手すり	階段に手すり設置、幅員≥3mの場合は中間に手摺	
令26	階段に代わる傾斜	勾配1/8、滑りにくい仕上げ	
令28	トイレ採光等	非水洗トイレの採光、換気確保	
令129の2の4-2-5	飲料水の設備	給水タンクの6面点検(60cm)	

構造制限	法27-1	性能基準適合	別表1(ろ)欄を(い)欄(1)～(4)に掲げる用途 *3F200㎡以上警報設備等緩和あり(令110の4 令110の5)	
	告27-255	避難時間終了の主要構造部の性能	別表1(い)欄(1)～(4)に掲げる用途の床面積が(は)に該当 別表1(い)欄(4)に掲げる用途の床面積が3000㎡以上 劇場・映画館等で主階が1Fにないもの	
	令110 令110の2、の3	構造 防火戸	特定避難時間、令107、令108の3 延焼ラインの開口部	
	法27-2	義務耐火	3F以上 200㎡以上の倉庫 3F以上 自動車庫庫・映画スタジオ等	
	法27-3	耐火or準耐火構造	1500㎡以上の倉庫、150㎡以上の自動車庫庫・映画スタジオ 危険物の貯蔵・処理 令116	

防火区画等	令112-1		耐火、準耐火、延焼防止、準延焼防止各建築物 1500㎡区画 1時間準耐火の床・壁 特防 *除外規定あり	
	令112-2		1時間準耐火基準	
	令112-3	面積区画	耐火構造 吹抜けとその他の空間部分(アトリウム等) 1500㎡区画の緩和	
	令112-4		令109条の5、令110条、準耐火等、準延焼防止各建築物 500㎡区画かつ防火上主要な間仕切壁 1時間準耐火基準の床・壁、特防 主要な間仕切壁緩和あり	
	令112-5		令109条の5、令110条、準耐火等、準延焼防止各建築物 1000㎡区画 1時間準耐火基準の床・壁 特防	
	令112-6		3項、4項の除外規定	
	令112-7～10		100㎡ 200㎡ 500㎡ 階段室等適用除外	
	令112-11	縦穴区画	主要構造部が準耐火、延焼防止、準延焼防止各建築物で地階・3階以上に居室 縦穴部分とそれ以外部分の区画 準耐火の床、壁 防設 *避難階の直上・直下 内装不燃材料 3F、200㎡以下の戸建、共住等の住戸 緩和あり	
	令112-12	小規模特建縦穴区画(病院、児福等)	3F以下、200㎡未満で3Fを病院、診療所、児福の縦穴区画 間仕切壁、防設 SP設置で防設緩和あり	
	令112-13	小規模特建縦穴区画(ホテル、共住等)	3F以下、200㎡未満で3Fをホテル、共住、寄宿舎の縦穴区画 間仕切壁、ふすま・障子以外の戸	
	令112-14	縦穴区画	縦穴区画同士の区画免除規定 内装準不燃 同一用途	
	令112-15	小規模特建縦穴区画	12項、13項の適用除外規定	
	令112-16、-17	区画近接の外壁等	幅90cmは準耐火構造又は防火設備 ※適用除外 51cm突出壁がある場合	
	令112-18	異種用途区画	異種用途区画 1時間準耐火 特防 警報設備緩和規定あり	
	令112-19	防火戸の構造	区画に用いる防火設備の規定	
	令112-20	区画貫通配管	モルタル ※支障ない基準⇒告示3183 (S44)	
	令112-21	区画貫通ダクト	ダンパー設置 ※排煙が外の場合はHFD(溶解温度280℃以上)	
	令114-2	防火上主要間仕切	学校・病院・診療所・児童福祉施設・ホテル・旅館・下宿・寄宿舎 には間仕切壁(準耐火)を設ける スプリンクラー緩和あり	
	令114-3	木造建築物の隔壁	建築面積>300㎡の木造建築物は@12mに隔壁必要 ※適用除外 準耐火建築物、内装仕上・スプリンクラー等の設置、周辺地域が農業系	
	令114-4	渡り廊下的小屋組	小屋組木造で桁行>4mの場合は、隔壁必要	
	令114-5	区画貫通部の処理	貫通部を不燃材料等で埋める<令112条15項と同様の扱い>	
法26、令113	防火壁等<木造等>	床面積≥1,000㎡に設置義務、耐火構造 令115の2 緩和規定あり		
法35の3、令111	無窓居室	採光1/20又は1m内採、0.75×1.2mの開口部がない居室は主要構造部を 耐火又は不燃 避難階、避難階の直上・直下緩和あり		
条10	ボイラー室区画	主要構造部を不燃、開口部を防火設備、耐火構造又は特防で区画		
条15	客席と舞台の区画	準耐火構造による区画		
廊下・避難階段・出入口	令117	適用範囲	特建(1)～(4)・3F・採光無窓居室・延べ面積1000㎡超	
	令118	客席からの出口	興行場では外開き	
	令119	廊下の幅員	小中高校→(2.3m 1.8m)、病院・共同住宅・200㎡超→(1.6m 1.2m)	
	令120	歩行距離	直通階段までの歩行距離、準耐・不燃で+10m	
	令121-1、-2	2以上直通階段	用途(1～5号)かつ規模(6号)、主要構造部耐火・準耐・不燃で倍読み	
	令121-3	重複距離	歩行距離の1/2 ※緩和規定:避難上有効なバルコニー、屋外通路等	
	令121-4	小規模建築物の2	3F、200㎡以下の病院、診療所、児福緩和あり	
	令121の2	屋外階段の構造	木造屋外階段禁止	
	令122-1、123	避難階段等設置	5F・B2F→避難階段以上、15F・B3F→特別避難階段、100㎡区画緩和有	
	令121-1、122-2	物販店舗	二方向避難、3階以上は避難階段設置	
	124-1、125-3、4	(>1500㎡)	避難階段等の幅、屋外への出口の幅	
	令125	屋外への出口	避難階の歩行距離、興行場では外開き	
令125の2	施錠装置の構造	かぎなしで解錠		
令126	手すり≥1.1m	屋上、バルコニー手すりの高さ		

排煙設備	令126の2	設置	特建((1)～(4))500㎡、3Fかつ500㎡、排煙無窓居室、延べ面積1000㎡の200㎡居室 ※適用除外有り	
	令126の3-1	防煙区画≤500㎡	防煙壁(天井下50cm)で区画、令126の2 1項	
	令126の3-2	排煙口の不燃化	煙に接する部分是不燃材料	
	令126の3-3	排煙口の位置	排煙区画部分→排煙口までの距離30m	
	令126の3-4	パネラーの設置	排煙口には手動解放装置を設置	
	令126の3-5	パネラーの位置	壁設置(クレット含む)FL=80～150cm、天井設置FL=1.8m	
	令126の3-6	排煙口の常閉	通常は常閉、開放時は閉鎖のおそれない構造	
	令126の3-7	排煙風道の構造	令115-1三号に適合するもの、区画貫通部はモルタル詰	
	令126の3-8	排煙機の設置	(排煙口<床面積*1/50+外気接触)以外は設置	
	令126の3-9～12	排煙機の構造	排煙能力、予備電源、中央管理室、告示1829(S45)の基準	
	H12告示1436	排煙機設置扱い	防煙壁+H≥3m+内装準不燃以上+換気設備能力⇒二	
H12告示1436	天井≥3mの排煙	排煙口≥FL2.1m、防煙壁より上部設置、排煙上有効⇒三		
H12告示1436	2階住宅	200㎡以下の住宅・長屋⇒四		
H12告示1436	排煙規定の緩和	室⇒四二(1)(2)、居室⇒四二(3)(4)		
非常用照明	令126の4	非常用照明設置	特建(1)～(4)、3階かつ500㎡超、採光無窓居室、1000㎡超建築物、通路	
		設置緩和	令126の4但し書、H12告示1411	
	令126の5	構造	予備電源、直接照明、床面1ルクス以上の照度	
H12告示1411	適用除外	避難階(屋外まで30m)又は直下・直上階(避難階段又は屋外まで20m) 床面積30㎡以下地上への出口有するもの等		

運入・通路	令126の6	非常用進入口設置	3階以上の階 ※代替措置有り	
	令127	通路の適用範囲	特建(1)～(4)・3F以上・採光排煙無窓居室・延べ面積1000㎡超	
	令128	敷地内通路	屋外避難階段、出口からの幅員1.5m以上、3F・200㎡未満 0.9m以上	
	令128の2	敷地内通路	1000㎡以上木造では幅員3m以上通路確保	
	令128の3の2-1-1	内装無窓居室・通路	A>50㎡で開口<1/50の居室	
	令128の4-1-1, 2	特建の居室・通路	別表(1, 2, 4)、車庫、修理工場	
内装制限	令128の4-1-3	地下居室、通路	別表(1)(2)(4)の特建の居室	
	令128の4-2, 3	大規模居室・通路	3F以上・500㎡超、2F以上・1000㎡超、1F・3000㎡超(学校、別表(2)除外)	
	令128の4-4	火気使用室	※適用除外 耐火・準耐火の住宅、住宅・併用住宅の最上階(平家含む)	

構造耐力	令3章2節 令37～39	構造部材等	構造部材の耐久、基礎、屋根ふき材等	
	令3章3節 令40～49	木造	W造、W造+その他構造の木造部分に適用 土台、基礎、筋かい等	
	令3章4節 令51、52、54～62	組積造	れんが造、石造、CB造等の組積造、組積造+その他構造の組積造部分に適用 壁の長さ、厚さ、臥梁、へい等	
	令3章4節の2 令62の2～62の8	補強CB造	補強CB造、補強CB造+その他構造の補強CB造部分に適用 臥梁、目地、へい等	
	令3章5節 令63～70	鉄骨造	S造、S造+その他構造の鉄骨造部分に適用 材料、柱脚、接合等	
	令3章6節 令71～79	鉄筋コンクリート造	RC造、RC造+その他構造のRC部分に適用 材料、鉄筋の継手・定着、コンクリート強度、各部の構造等	
	令3章6節の2 令79の2～79の4	鉄骨鉄筋コンクリート造	SRC造、SRC造+その他構造のSRC造部分に適用 鉄骨のかぶり厚さ、5節、6節の準用	
	令3章7節 令80	無筋コンクリート造	無筋コンクリート造、無筋コンクリート造+その他構造の無筋 コンクリート造部分に適用 4節、6節の準用	
	令3章7節 令80の2、令80の3 法20	構造方法に関する補足	構造方法の補足、土砂災害特別警戒区域内で居室を有する建築物の構造方法	
	令81-1	構造計算	H60m超 ○大臣認定	
	令81-2-1 _イ		H60m以下 (W造3F・500㎡→H13m又は軒高9m超、S造→4F以上、RC造・SRC造→H20m超 他令36の2) →31m超 ○保有水平耐力計算または同等以上	
	令81-2-1 _ロ		H60m以下 (W造3F・500㎡→H13m又は軒高9m超、S造→4F以上、RC造・SRC造→H20m超 他令36の2) →31m超 ○限界耐力計算または同等以上	
	令81-2-2 _イ		H60m以下 (W造3F・500㎡→H13m又は軒高9m超、S造→4F以上、RC造・SRC造→H20m超 他令36の2) →31m超 ○許容応力度計算または同等以上	
	令81-2-2 _ロ		H60m以下 (W造3F・500㎡→H13m又は軒高9m超、S造→4F以上、RC造・SRC造→H20m超 他令36の2) →31m超 ○令81-2-1 _イ 、ロによる計算	
令81-3	H60m以下 (W造3F・500㎡→H13m又は軒高9m超、W造以外→2F・200㎡超、主要構造部を石、れんが造等) →H13m又は軒高9m超 ○保有水平耐力計算、屋根ふき材等または同等以上			

車庫等	県条18	構造制限	A>50㎡の場合は準耐以上	
	県条19	異種用途区画	A>50㎡の場合は他用途部分と区画	
	県条25	接道要件	A>150㎡の場合 特定行政庁の承認(警察協議)(要・不要)、 出入り口前面に奥行き1mの空地	
共同住宅・長屋	法30	界壁の遮音構造	令22の3	
	令114-1	主要な間仕切壁	準耐火構造 スプリンクラー等緩和あり	
	令129の2の4-1-8	3階以上共同住宅	ガス配管設備(ヒューズソック等) (S56告1099)	
	県条7、県条9-3	天井・階段裏仕上	床・階段が木造等のものの直下の天井・階段裏 準不燃以上仕上げ	
	県条8、県条9-2	主出入口の位置	道路に面して設置、耐火等・1.5m通路緩和あり	
興行場等	県条9-1	長屋の構造制限	主要出入口が道に面しない(6戸以上)はW造不可	
	県条22	接道要件	敷地>200㎡⇒4m接道(ただし書きあり)	
	県条11	出入口の数と幅	屋外の出入口の数と幅、客席部の出入口の数と幅、客席部の定員算定方法	
	県条12	直通階段の幅等	直通階段の幅、直通階段への出入口幅	
	県条13	廊下の位置と幅	長さ、幅など	
	県条14	客席部の構造	床幅≥80cm、高さ≥50cmで手すり設置、縦断通路は3m毎に横断通路必要	
	県条15	客席と舞台の区画	準耐火構造による区画	
	県条16	避難階段		
	県条16の2	避難経路	出口の幅	
	県条16の3	複合用途への適用	避難経路など	
	県条16の4	複合用途階段共用	直通階段の幅など	
県条17	制限の緩和	承認		